

# 防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付要綱

令和4年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市漁業省エネ対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面する漁業者の経営の安定化を図るため、山口県漁業協同組合（以下「補助対象者」という。）が行う燃油高騰の影響を受けにくい経営体への転換を図る取組を支援し、もって本市水産業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(補助の対象等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者が行う事業及び補助対象者が事業を実施するために要する経費について補助するものとする。

2 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額及び補助率は別表のとおりとする。

3 補助事業は、山口県漁業省エネ対策緊急支援事業（以下「県補助事業」という。）を活用して実施する事業とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 燃油消費量削減効果を証明する書類
- (2) 県補助事業の省エネ対策プラン承認申請書の写し
- (2) その他市長が必要とする書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗

じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでない場合についてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 補助対象者は、前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた後、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、変更等承認申請書(第2号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業費の30%を超えない変更、補助金の増額を伴わない変更又は省エネ対策緊急整備と省エネ対策緊急整備推進の相互間における経費の30%を超えない増減の場合は承認を受けることを要しない。

2 市長は、前項に規定する承認申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日までに、実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 県補助事業の省エネ対策緊急整備完了報告書の写し

(2) その他市長が必要とする書類

2 補助対象者は、第4条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助対象者は、第4条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に関する消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長に返還しなければならない（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

2 補助対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金概算払請求書を受理した際は、その内容を審査し、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

4 市長は、補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が概算払により交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（他の用途への使用禁止）

第11条 補助対象者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（関係書類の整備）

第12条 補助対象者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区分して経理しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係資料を整備し、交付決定のあった翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(報告及び調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、帳簿その他関係書類を調査し、事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第6条に規定する補助事業の変更等があった場合及び補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第16条 補助対象者は、取得財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

- (1) 補助対象者が、補助金等の全部に相当する金額を市長に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

四十年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間を経過した場合。ただし、取得価格又は効用の増した額が、1台につき50万円未満の財産については、耐用年数を5年間とし、市長が特に認める場合は、その期間を短縮できるものとする。

3 補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があると市長が認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

## 別表

区分	補助対象経費	事業実施 主体	補助限度額	補助率
省エネ対策緊急整備	1. LED集魚灯・作業灯の設置 LED集魚灯・作業灯購入費及び設置に係る工事費等	山口県漁業協同組合の防府市内の支所に所属する正組合員	1 経営体につき25万円	1 / 4 以内
	2. プロペラの交換 プロペラ購入費及び設置に係る工事費等			
	3. 燃料流量計の設置 燃料流量計購入費及び設置に係る工事費等		1 経営体につき2万5千円	
	4. 船体改造 船体改造費及び船体改造に係る工事費等（省エネに資するものに限る）		1 経営体につき25万円	
	5. 漁具改良 漁具費及び改良に係る工事費等（省エネに資するものに限る）			
	6. 主機関のオーバーホール オーバーホール経費及びオーバーホールに係る工事費等			
	7. 船底清掃 清掃経費及び船底清掃に係る工事費等		① 3トン未満 1万円 ② 3トン以上 10トン未満 1万5千円 ③ 10トン以	

			上 2万円 ※1経営体につき1隻のみ	
省エネ対策緊急整備推進	漁業協同組合が事業を実施するために要する経費	山口県漁業協同組合	定額	定額

※省エネ対策緊急整備については、1経営体につき1.から7.までの中から1項目のみ選択できるものとする。

※令和5年3月31日までに機器の導入、工事等を終え、支払済であるものを対象とする。

第1号様式（第4条関係）

年度防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

山口県漁業協同組合

代表理事組合長

年度において下記のとおり事業を実施したいので、防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業計画

（1）省エネ対策緊急整備

項目	件数	事業費（円）
1. LED集魚灯・作業灯の設置		
2. プロペラの交換		
3. 燃料流量計の設置		
4. 船体改造		
5. 漁具改良		
6. 主機関のオーバーホール		
7. 船底清掃		
合計		

（2）省エネ対策緊急整備推進

申請件数	事業費（円）

## 2 経費の配分

区 分	事業に 要する経費	負担区分	
		市	その他
1 省エネ対策緊急整備 (1)LED 集魚灯・作業灯の設置 (2)プロペラの交換 (3)燃料流量計の設置 (4)船体改造 (5)漁具改良 (6)主機関のオーバーホール (7)船底清掃  2 省エネ対策緊急整備推進	円	円	円
計			

## 3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第2号様式（第6条関係）

年度防府市漁業省エネ対策支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

山口県漁業協同組合

代表理事組合長

年 月 日付け指令防農振第 号をもって交付決定通知のあった防府市漁業省エネ対策支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更（中止又は廃止）の理由

※ 中止又は廃止の場合には、中止又は廃止後の措置についても記述すること。

2 変更の内容

※ 記載事項については、第1号様式の下記1以降に準ずること。

なお、交付金交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と、変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

（注）交付金の額が増額する場合は、件名の「 年度防府市漁業省エネ対策支援事業補助金変更等承認申請書」を「 年度防府市漁業省エネ対策支援事業補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。併せて 円を追加交付されたく申請する。」とすること。

第3号様式（第7条関係）

年度防府市漁業省エネ対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

山口県漁業協同組合

代表理事組合長

年 月 日付け指令防農振第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付け指令防農振第 号をもって変更承認通知（及び追加交付決定通知））のあった事業について、下記のとおり実施したので、防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 事業実績

（1）省エネ対策緊急整備

項目	件数	事業費（円）
1. LED集魚灯・作業灯の設置		
2. プロペラの交換		
3. 燃料流量計の設置		
4. 船体改造		
5. 漁具改良		
6. 主機関のオーバーホール		
7. 船底清掃		
合計		

(2) 省エネ対策緊急整備推進

申請件数	事業費 (円)

2 経費の配分

区 分	事業に 要する経費	負担区分	
		市	その他
1 省エネ対策緊急整備 (1)LED 集魚灯・作業灯の設置 (2)プロペラの交換 (3)燃料流量計の設置 (4)船体改造 (5)漁具改良 (6)主機関のオーバーホール (7)船底清掃	円	円	円
2 省エネ対策緊急整備推進			
計			

3 事業完了年月日

年 月 日

第4号様式（第9条関係）

防府市漁業省エネ対策支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

山口県漁業協同組合

代表理事組合長

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました  
防府市漁業省エネ対策支援事業補助金について、下記のとおり交付されるよう  
請求します。

記

1 請求額 円

2 請求金額の内訳

補助事業の区分	総事業費	確定額	既交付済額	今回請求額
合 計				

3 振込口座

第5号様式（第10条関係）

防府市漁業省エネ対策支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

山口県漁業協同組合

代表理事組合長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった防府市漁業省エネ対策支援事業補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払い請求額 円

2 請求金額の内訳

補助事業の区分	交付決定額	既交付済額	今回請求額	残額
合 計				

3 振込口座